

平成 30 年 5 月

事業主各位

京都労働局長登録安全衛生推進者等養成講習機関京安推第 4 号

登録有効期間：平成 34 年 11 月 5 日

公益社団法人 京都労働基準協会

安全衛生推進者養成講習会のご案内

平素は、当支部の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 12 条の 2 では、中小企業における安全衛生管理体制の充実を図るため、労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場（別記）においては、安全衛生推進者の資格を有する者を選任して、職場の危険と健康障害の防止、安全衛生のための教育、健康診断及び健康の保持増進のための措置等に関すること等を、担当させなければならないことが義務付けられております。

つきましては、選任を要する事業場にあつて未だ安全衛生推進者を選任されておられない事業場におかれましては、この機会に是非受講いただき資格を取得されますようご案内いたします。

なお、3 次産業の事業場につきましては災害が多発していることから、厚生労働省は安全管理体制の充実等労働災害の減少を図るため平成 26 年 3 月 28 日「安全推進者の配置等に係るガイドライン」を示しました。これにより小売業、社会福祉施設、飲食店等（別記 2）の事業場につきましては、「安全衛生推進者養成講習」の受講をお勧めします。

また、労働者数 50 人以上の事業場におかれましても、安全衛生管理の進め方等について広く知識の習得が出来ますので、安全衛生管理体制の充実、従業員の安全衛生教育の一環として是非受講していただきますよう併せてご案内いたします。

記

- 日時 平成 30 年 7 月 18 日（水）・19 日（木）の 2 日間（受付 8 時 20 分～）
第 1 日目 午前 8 時 55 分～午後 5 時 20 分
第 2 日目 午前 8 時 45 分～12 時
- 会場 京都府中小企業会館 8 階 801 号会議室 Tel 075-314-7171
京都市右京区西院東中水町 17（西大路五条下ル東側）
- 講習科目 第 1 日目 （1）安全管理（2 時間）
（2）危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等（2 時間）
（3）作業環境管理及び作業管理（2 時間）
（4）健康の保持増進対策（1 時間）
第 2 日目 （5）安全衛生教育（1 時間）
（6）安全衛生関係法令（2 時間）
- 修了証 資格取得に必要な科目の講習修了者に対し、修了証を交付いたします
- 受講料 12,960 円（消費税込） ※受付後、受講料は返却いたしませんのでご了承ください
- テキスト代 1,404 円（消費税込） 中央労働災害防止協会刊「安全衛生推進者必携」

7. 定員 100名 定員になり次第締め切ります

8. 申込 受講申込書に所定事項記入の上、写真を貼付してください

注意：写真は、申請前6カ月以内に撮影し単身・上三分身・正面・脱帽で枠内に入るサイズのもの

※直接申し込みに来ていただく場合

⇒ 申込書の原本・受講料・テキスト代をお持ちください

尚、留守にする場合もございますので、お電話で確認の上お越しください

※現金書留で申込みいただく場合 ※事前に電話で予約願います

⇒ 申込書の原本・受講料・テキスト代を送付ください

受講票と領収証を送付させていただきます

※取り急ぎFAXで申込みいただく場合

⇒ 申込書に記入のうえFAXにて返信ください、申込書の原本を送付ください

受講票と請求書を送付させていただきます

(1) 申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部

登録養成講習機関 京都労働局 京安推第4号

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館6階

TEL (075) 754-7526 FAX (075) 754-7527

(2) 申込期日は、定員に達するまで

(受付は土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

9. 注意事項 本人確認のため①～⑦のいずれかを開講日に必ずご持参ください

①自動車運転免許証

②パスポート

③各種免許証

④住民票

⑤健康保険証

⑥特別永住者証明書又は在留カード

⑦公的な身分証明書（氏名・生年月日が記載されたもの）

※修了証交付の際、受領印をいただきますので『印鑑』をご持参ください。

※講習期間中に本人確認できない方は、後日、確認した後、修了証をお渡しします。

(別記) 労働安全衛生法第12条の2(安全衛生推進者等の選任)

1. 安全衛生推進者の選任を要する事業場

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、

熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器など卸売業・小売業、燃料小売業、

旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

2. 安全衛生推進者又は衛生推進者を要する事業場

上記1以外の業種の事業場

以上

7

月講習

安全衛生推進者養成講習受講申込書

カラー写真
30mm×24mm※裏面に氏名を
記入して、貼付し
て下さい

- 申込6ヶ月以内のもの
- 正面、脱帽、上三分身
- 背景無地
- 裏面に氏名を記載

受講番号

※

受講者	フリガナ		性別	男・女		
	氏名		生年月日	S・H 年 月 日生		
			受講票等 送付先	会社・個人		
現住所	〒 -					
本人確認	<p>本人確認の書類について</p> <p>※次の①～⑦のいずれかを開講日に必ずご持参ください。</p> <p>①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書（氏名、生年月日が記載されたもの）</p>					
勤務先	会社名		ご 連 絡 先	担当者名部署		
	所在地	〒 -		電話番号	- -	(会社・個人)
				FAX番号	- -	(会社・個人)
				携帯番号	- -	(会社・個人)

平成 年 月 日

公益社団法人 京都労働基準協会 殿

- ①フリガナを必ず記入して下さい。
- ②※は記入しないで下さい。
- ③修了証を作成しますので、正確に記入して下さい。

- 個人情報の取扱について
ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、
申込まないで講習の実施のために使用いたします。

※

現金	請求書	
受講料	12960	
テキスト代	1404	
当日	事前	なし

京都上支部